

修正後	修正前
<p>(利用の機会等の格差の是正)</p> <p>第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)</p> <p>第五条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第十二条第一項中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改め、「制約」の下に「、経済的な状況」を加える。</p> <p>(官民データ活用推進基本法の一部改正)</p> <p>第八条 官民データ活用推進基本法の一部を次のように改正する。</p>	<p>(利用の機会等の格差の是正)</p> <p>第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)</p> <p>第五条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第十二条第一項中「制約」の下に「、経済的な状況」を加える。</p> <p>(官民データ活用推進基本法の一部改正)</p> <p>第八条 官民データ活用推進基本法の一部を次のように改正する。</p>

〔中略〕

第十四条中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態、  
経済的な状況」に改める。

〔中略〕

第十四条中「条件」の下に「、経済的な状況」を加える。